7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : NISHIMURA Taku, Derector-General of Tohoku Regional Development Bureau

⑵　Classification of the services to be procured : 15, 29

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Telecommunication equipment maintenance 1 set

⑷　Fulfillment period : From 1 April, 2026 through 31 March, 2027

⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Do not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　Have Grade A, B, C or D on “offer of services” in Tohoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

③　Do not be under suspension of nomination by Director-General of Tohoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening

④　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

⑤　The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

⑥　Not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑦　Other details, by the tender documentation

⑺　Time-limit for the submission of certificate : 16 : 00　23 January, 2026

⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　4 March, 2026

⑼　Contact point for the notice : Purchase 2nd Section, Contract Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1, Honcho, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagiken 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2516

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札に係る落札決定及び契約締結の条件は、令和８年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達された場合とする。

令和７年12月23日

分任支出負担行為担当官　東北地方整備局
岩手河川国道事務所長　長田　　仁

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　03

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　調達件名及び数量
電気通信施設保守業務（岩手）　一式（電子調達システム対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価の方法をもって以下のとおり行う。

①　総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。

②　入札者は、調達業務の履行に要する一切の諸経費を含めて、契約希望金額を見積もること。

③　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として当該入札の執行において入札執行回数は、２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用　本件は、競争参加資格確認申請書及び申請に際して必要な証明書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札並びに契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

※電子調達システムは、操作マニュアルを熟読の上、誤りのないように手続きすること。

⑻　本入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、履行開始日は令和８年４月１日、契約締結日は令和８年４月１日とする。なお、予決令第86条の調査が行われた場合は、調査終了後の同日以降、令和８年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、予算成立後の同日以降とすることがある。

また、暫定予算となり予算措置が全額計上されていない場合は、本予算成立を条件にして、履行期間を暫定予算の期間、契約額を暫定予算の額（暫定予算の期間を全体の履行期間で除して算出した額）とする。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」のうちＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　４⑶の申請書等の提出期限までに、３⑵の入札説明書の交付方法により３⑴①から直接ダウンロード、３⑴②から直接交付又は３⑴②に送付の希望を申し出て交付を受けた入札説明書及び仕様書等により作成した申請書を提出した者であること。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付け官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑻　入札説明書に掲げる履行実績があることを証明した者であること。

⑼　本業務の配置予定管理技術者が入札説明書に掲げる条件を満たしていること。

⑽　入札説明書に掲げる「業務実施方針」について、全ての項目の提案が未提出でないこと、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。

3　入札説明書の交付場所等

⑴　入札説明書の交付場所

①　電子調達システム
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

②　〒020―0066 岩手県盛岡市上田四丁目２－２　東北地方整備局岩手河川国道事務所経理課契約係　ＴＥＬ019―624―3214（内線223）
電子メールアドレス
thr-731keiyaku@mlit.go.jp

⑵　入札説明書の交付方法　⑴①の電子調達システムから、自らの商号又は名称を用いて交付されている全ての資料（追加・変更・訂正分を含む）をダウンロードすること。これによりがたい場合は、⑴②の場所で交付を行う。なお、送付を希望する場合は、送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記の上、電子メール（送信後、必ず着信を確認すること。）により申し出ること。この場合、原則、電子メールで交付する。ただし、紙での送付を希望する場合、送付に要する費用は希望者の負担とする。